

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成24年6月12日

県南広域振興局長 田村均次

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン一関店 一関市山目字泥田89番地ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年6月1日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月24日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 協同組合江釣子ショッピングセンター

(イ) 株式会社イー・エス・シー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 岩手中部ショッピングプラザ 北上市北鬼柳19地割71番地ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年6月1日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月24日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあてるい・A 奥州市水沢区佐倉河字東沖ノ目108番地1ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年5月30日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月29日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

4(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社千厩商業開発

(イ) 株式会社サンデー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 千厩ショッピングモールエスピア・サンデー千厩店 一関市千厩町千厩字東小田90

番地ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年5月30日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月29日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所

5(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー北上江釣子店 北上市上江釣子7地割30番地1

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年5月30日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月29日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所